



5号 令和3年5月17日

<学校教育目標>

ともに伸びる

校長だより(職員編)

呉市立市阿賀小学校
安宗 誠

「緊急事態宣言」下の授業をどう実施する？

このことに係る呉市教育委員会からの通知が5月17日にありました。既に職員に印刷・配付済ですが、危機感をもって徹底して参りましょう。(呉市教育委員会通知の関係部分を抜粋)

1 感染拡大防止対策について

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底すること。また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにすること。このためには、保護者の理解と協力を得ること。
- (2) 児童生徒の間隔は可能な限り2メートル(最低1メートル)確保して学校教育活動を行う。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けること。
- (3) 児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いすること。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態(同居の家族の健康状態も含む)の把握を、校舎に入る前に行うようにすること。これらの取組を行うために、学校全体で体制を整備すること。
- (4) 登下校時も含め、マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること。やむを得ずマスクを外す様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減すること。
- (5) 食事のためマスクを外した状態での会話を控えること。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- (6) 教室等における常時換気(難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開)を行うこと。
- (7) 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。
- (8) 児童生徒定期健康診断を実施する際は、令和3年4月8日付け通知「別紙4 新型コロナウイルス感染症予防に係る留意点」を参考にすること。
- (9) トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫をすること。

2 各教科等について

次の活動は、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い」ことから行わないこと

- (1) 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- (2) 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- (3) 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- (4) 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- (5) 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- (6) 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- (7) 体育の授業内容として集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。